

八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱

平成16年7月1日
施行

改正	平成20年4月1日	平成20年10月1日
	平成21年4月20日	平成21年7月1日
	平成22年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年7月16日	平成25年8月26日
	平成26年6月1日	平成30年6月1日
	令和3年4月1日	令和3年4月1日
	令和4年8月1日	令和5年7月20日

(設置)

第1条 八王子市青少年問題協議会条例（昭和31年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）に基づく八王子市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の議事を円滑に進めるため、八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八王子市青少年健全育成活動方針の原案の検討
- (2) 青少年健全育成に関する問題についての検討
- (3) 青少年に関する情報・意見交換等

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 条例第2条に定める学識経験者
- (2) 八王子警察署生活安全課長
- (3) 高尾警察署生活安全課長
- (4) 南大沢警察署生活安全課長
- (5) 八王子警察署生活安全課少年第一係
- (6) 高尾警察署生活安全課少年第一係
- (7) 南大沢警察署生活安全課少年第一係
- (8) 八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事
- (9) 八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長
- (10) 八王子市子ども家庭部青少年若者課長
- (11) 八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター館長
- (12) 八王子市健康医療部生活衛生課長
- (13) 八王子市健康医療部保健対策課長
- (14) 八王子市生活安全部防犯課長

(招集及び開催)

第4条 検討会は、八王子市長が招集し、青少年若者課長が座長となる。

2 検討会は、原則として年3回開催する。

(取扱情報の制限)

第5条 検討会では、八王子市情報公開条例第8条各号に掲げる非公開情報を取り扱ってはならない。

(検討結果の協議会への報告)

第6条 検討会の検討結果については、協議会に報告する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、子ども家庭部青少年若者課において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。